

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数^{※1}は年々減少傾向にあり、再犯者^{※2}についても年々減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者も減少し続けているため、令和4年（2022年）の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は47.9%と高い割合を占めています。

平成28年（2016年）12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）」が制定、施行され、再犯の防止等^{※3}に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

犯罪をした人等^{※4}の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存があるなど、多くの困難を抱える人が少なくありません。犯罪をした人等のこうした生きづらさの課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携して実施する必要があります。

犯罪は決して許されるものではなく、犯罪をした人等を支援することに疑問や違和感を持つ人もいるかもしれません。しかしながら、犯罪をした人等も支援を必要としている一人の市民であり、こうした人を地域社会から排除し孤立させることは問題の解決にならないばかりか、再犯のリスクを高めることにつながりかねません。

札幌市においても再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定します。

※1 認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

※2 再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

※3 再犯の防止等

犯罪をした人等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年になることを防ぐことを含む。）。

※4 犯罪をした人等

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されない。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれる。なお、婦人補導院は、令和6年（2024年）4月1日付で廃止予定。

2 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。なお、期間中に関係法令の改正や再犯防止を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

札幌市のまちづくりの計画体系においては、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

また、誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）の理念を踏まえ、本計画の推進に取り組んでいきます。

